

## 競争入札設計図書等に関する回答書

令和6年11月25日

福島県会津若松建設事務所長 野地 重和

工事（委託業務）番号	第24-41340-0247号
工事（委託業務）名	費用便益分析業務委託（道改・改良）
質 問 事 項	
<p>1. 工期（予定）について、令和7年1月～令和7年3月と非常に短く設定されていますが、工期延長は可能でしょうか？ 可能な場合は、どの程度まで延長が可能でしょうか？</p> <p>2. 「公共事業評価資料作成」について、福島県公共事業評価委員会はいつ頃を予定されていますか？</p> <p>3. 本業務の履行期限は、令和7年3月31日が期限ですが、落札者の決定予定が令和7年1月15日であり、契約が成立して業務に着手するのが、1月下旬になると想定しています。本業務規模及び打合せ回数7回を含めて、タイトなスケジュールになる事が想定できます。本業務の履行において、履行期限の変更を要する変更事案が生じた場合には、期限の延長について、ご検討は願えるのでしょうか。もし、延長が困難な事由がございましたら、ご教示を願えますでしょうか。</p> <p>4. 完成期限について、「令和7年3月31日限り」とありますが、業務内容及び規模から想定しますと、期限内での完成は厳しいと認識しておりますが、完成期限の延長については変更協議の対象と考えてよろしいでしょうか。</p> <p>5. 費用便益比の算出に向け、完成期限前までに考えられている資料等の提出スケジュールがありましたらご教示ください。</p> <p>6. 令和6年11月11日に県 HP でアナウンスがございましたが、当該業務については令和6年11月15日に一部改正された積算基準を用いて業務価格が算出されていると考えてよろしいでしょうか。</p> <p>7. 公共事業評価資料の内容や提出時期等が決まっておりますらご教示ください。</p> <p>8. 履行期間について質問致します。本案件は完成期限が令和7年3月31日となっておりますが、業務内容についての協議等に時間を要した場合には、年度繰越を含めて履行期間の延期について協議は可能でしょうか。</p> <p>9. 入札公告に完成期限として、「令和7年3月31日限り」と記載されておりますが、工期延伸の協議は可能でしょうか。</p>	

10. 本業務の起工日をご教示願います。
11. 本業務の完成期限が令和7年3月31日となっておりますが、品質確保の点から工期延長の協議は可能でしょうか？
12. 業務内容及び規模を鑑みると、完成期限までの業務履行が難しいと認識していますが、工期繰越の協議は可能でしょうか。
13. 繰越協議が可能な場合、工程はどのように引けばよろしいでしょうか。
14. より高い品質を確保する観点から、工期延期（年度跨ぎの繰り越し工期を含む）について、別途協議の上で設計変更の対象としていただけますでしょうか。
15. 工期の延長は協議の対象となりますでしょうか。
16. 評価基準の特記事項で、ふくしまMEが「-」となっておりますが、①企業の技術力に対する評価では点数が示されております。上位下位の指定はあるのか、または評価されないのかご教示願います。

回 答 事 項

1. 工期の延長及びその日数については共通仕様書第1123条に基づき、その必要性を踏まえ協議の対象とします。
2. 来年度の福島県公共事業評価委員会へ諮る予定はありません。
3. 1に対するの回答と同じ。
4. 1に対するの回答と同じ。
5. 完成までの資料提出期限はありません。
6. 業務価格の算出は、金抜き設計書の適用単価日にあるとおり、令和6年10月15日付けの単価及び積算基準で算出しています。
7. 公共事業評価資料の内容については、特記仕様書に記載あるとおり、「共通仕様書」、「費用便益分析マニュアル」、関連する基準・図書を用いて業務を実施してください。また、完成までに資料の提出期限はありません。
8. 1に対するの回答と同じ。
9. 1に対するの回答と同じ。
10. 令和6年10月18日です。
11. 1に対するの回答と同じ。
12. 1に対するの回答と同じ。

13. 工程計画は、発注段階での想定である令和7年3月31日までの工期で作成願います。
14. 1 に対する回答と同じ。
15. 1 に対する回答と同じ。
16. 特記事項において、上位コースは設定していないため、1.0点の配点はありません。  
なお、上位コース又は基礎コースを受けた技術者がいる場合、0.5点の評価をします。